

令和 8 年度

用和小学校区まちづくり協議会

総 会 議 案 書

令和 8 年 5 月 17 日（日）

午後 7 時開催

用和小学校区集会所 2 階

用和小学校区まちづくり協議会

議事内容

1. 令和 7 年度事業報告
2. 令和 7 年度会計報告・会計監査報告
3. 令和 8 年度役員改選
4. 令和 8 年度事業計画案
5. 令和 8 年度会計予算案

令和 7 年度 用和小学校区まちづくり協議会事業報告書

防犯防災対策事業

- ・校区住民参加による総合的な自主防災訓練（消火訓練、通報訓練、AED 処置訓練、救急訓練など）を 6 月に実施した。

地域福祉推進事業**

- ・ふれあいサロン
- ・高齢者や障がい者など世代やハンディを越えて楽しめるスポーツ
「ボッチャ」を活用した小学校と連携した取組みについては、インフルエンザの流行で学級閉鎖になり感染拡大防止のため中止した。

子どもの育成支援事業

- ・世代交流とスポーツを通して子どもたちの健全な成長を促すため、グランドゴルフ大会を 3 月に実施した。

コミュニティ活性化事業

- ・昨年度よりも規模を拡大し、地区中心に楽しめるアトラクションを多数用意した地域最大の交流イベントである「ふれあいまつり」を 11 月に開催した。

啓

広報・啓発事業

- ・ホームページを新たに立ち上げて、まちづくり協議会の取組み実績についての広報活動が行われた。

令和7年度 用和小学校区まちづくり協議会 会計決算報告書

収入の部

項目	予算額	決算額	備考
校区まちづくり交付金	666,690	500,000	
合 計	666,690	500,000	

支出の部

項	目	予算額	決算額	備考
防犯・防災対策	防犯・防災用品	372,000	0	防災マップ作成中止
	小 計	372,000	0	
地域福祉推進事業	福祉関連事業保険料	0	0	
	消耗品費等	0	0	
	小 計	0	0	
子ども育成推進事業	世代間交流事業保険料	1,650	900	@30×30人
	消耗品費等	0	0	
	小 計	1,650	900	
コミュニティ活性化事業	ふれあいまつり保険料	9,000	15,000	@30×500人
	ふれあいまつり備品	0	0	
	小 計	9,000	15,000	
広報啓発事業	コピー機リース料	131,820	131,820	@10,985×12ヶ月
	用和レポート印刷費 コピー機 カウンタ料	50,000	39,103	
	小 計	181,820	170,923	
事務管理経費	コピー用紙購入費	0	12,356	
	事務運営費	100,000	100,000	事務を担う人への謝礼
	資料郵送費	0	27,500	封筒
	保険料	2,220	2,220	AED保険料
	小 計	102,220	142,076	
経費支出合計		666,690	328,899	
返還金			171,101	
合 計		666,690	500,000	

令和7年度用和小学校区まちづくり協議会決算は、

上記のとおり収支となりましたことを報告します。

令和8年3月31日

会計 西川 智津子

会計監査報告書

本会規則に基づき、用和小学校区まちづくり協議会 の 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで）の八尾市校区まちづくり交付金における事業の執行及び収支の状況について監査をいたしました。

その結果、令和 7 年度の事業報告書は本会の状況を正しく示しているものと認めます。

また、令和 7 年度の収支報告書は本会の収支の状況を適正に表示しているものと認めます。

令和 8 年 3 月 31 日

用和小学校区まちづくり協議会

（会計監査）

植田和憲



（会計監査）

杉江 稔



令和 8 年度 用和小学校区まちづくり協議会事業計画（案）

防犯防災対策事業

- ・災害に備えた多様な訓練メニューによる総合的な防災訓練を 6 月 7 日（日）に実施する。
車イス、福祉車両の展示（萱振苑が提供）及び健康保健師さんもブースを実施。

地域福祉推進事業

- ・世代やハンディを越えて高齢者や障がい者も楽しめるスポーツ「ボツチャ」を活用した取組みを実施する。また、ふれあいサロンの開催についての検討を行う。
- ・モルックの活用にも取り組む。

子どもの育成支援事業

- ・三世代交流のグラウンドゴルフ大会を 2 月 28 日（日）に用和小学校において開催する。

コミュニティ活性化事業

- ・地区最大の世代間交流イベントである「用和ふれあいまつり」を 11 月 8 日（日）に用和小学校において開催する。

広報啓発事業

- ・まちづくり協議会のホームページ等を活用した積極的な広報に努め、校区住民に広くまちづくり協議会の活動を知ってもらい、活動の担い手の発掘にもつなげていく。

AED の維持管理

- ・校区集会所に設置している AED に関し、不測の事態に備え日常点検や消耗品等の使用期限管理等を含む保守管理を行う。

令和 8 年度 用和小学校区まちづくり協議会 予算（案）

収入の部

項目	予算額	備考
校区まちづくり交付金	500.000	
合 計	500.000	

支出の部

項	目	予算額	備考
防犯・防災対策	防犯・防災用品	179.460	防災テント他
	小 計	179.460	
地域福祉推進事業	福祉関連事業保険料	0	
	消耗品費等	0	
	小 計	0	
子ども育成推進事業	世代間交流事業保険料	1.500	@30×50人
	消耗品費等	0	
	小 計	1.500	
コミュニティ活性化事業	ふれあいまつり保険料	15.000	@30×500人
	ふれあいまつり備品	0	
	小 計	15.000	
広報啓発事業	コピー機リース料	131.820	@10.985×12ヶ月
	コピー機カウント料	50.000	
	小 計	181.820	
事務管理経費	コピー用紙購入費	20.000	
	事務運営費	100.000	事務を担う人への謝礼
	資料郵送費	0	
	保険料	2.220	AED保険料
	小 計	122.220	
合 計		500.000	

用和小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、用和小学校区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、用和小学校区全域とする。

(目的)

第3条 本会は、用和小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「用和小学校区わがまち推進計画」（以下「わがまち推進計画」という）の実現をめざして、人尾市との協働のもとに、地域住民が一体になって、地域の課題解決を図り、「住みよいまちづくり」を実践することを目的とする。

(活動)

第4条

1 本会は、前条の目的を達成するために、わがまち推進計画に基づき次の事業を行う。

- (1) 本会の予算・決算・公報等に関すること。
- (2) わがまち推進計画の作成及び実施、進捗状況の評価に関すること。
- (3) 福祉に関すること。
- (4) 防犯・防災に関すること。
- (5) 青少年健全育成に関すること。
- (6) 美化に関すること。

その他、地域の課題解決やまちづくりの推進に関して必要な事業に関すること。

2 本会は、活動にあたって、営利活動や、特定の宗教活動または政治活動を目的とする事業は行わない。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、用和小学校区集会所に置く。

第2章 組織及び役員

(組織)

第6条

- 1 本会は、別表に定める構成団体から選出された委員により構成する。
- 2 本会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第7条

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名

(3) 会 計 1 名

(4) 事務局長 1 名

(5) 会計監査 2 名

2 本会に顧問・相談役を置くことが出来る。

3 会計監査は他の役員を兼務することができない。

4 役員は第 6 条 1 項に定める委員から総会において選任する。

(役員の職務)

第 8 条 役員の職務は次の通りとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 事務局長は、本会の書記及び庶務その他の事務を担当する。

5 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第 9 条

1 役員の任期は 2 年とする。但し、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(部会)

第 10 条

1 本会は、別表に定める部会を設置することができる。

2 本会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う部会を新たに設置することができる。

3 部会は委員により構成する。なお、部会長のほか、副部会長を委員より選任することができる。

4 各部会において、地域住民の福祉ならびに健康・安全のため地域活動を連続 10 年を超えて、積極的に推進し、その功績が顕著な方について感謝状等を贈呈することがある。

(運営委員会)

第 11 条

1 本会は第 4 条の活動を円滑に実施するために運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会は委員により構成する。なお、委員長及び副委員長を委員より選任することができる。

3 運営委員会は、次の事項を行うものとする。

(1) 部会と役員会の連絡及び調整

(2) 本会が定例的に実施する行事の決定及び実施

(事務局)

第 12 条

1 本会の運営を円滑に行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の局務を統括するため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、必要に応じ局員を置くことができる。

第3章 会議

(総会)

第13条

- 1 総会は、第6条において規定された委員によって構成され、本会の最高決議機関とし、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。
- 2 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) わがまち推進計画の作成、変更に関する事項
 - (4) 本会の組織、構成団体、委員に関する事項
 - (5) 役員の選任に関する事項
 - (6) 規約の改廃に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に重要な事項等会務に必要な事項
- 3 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の半数以上の請求があった場合には、その都度臨時総会開催する。
- 4 総会は、地域住民に対し公開する。

(総会の議事録)

第14条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数と出席者数（委任状を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、会長・議長・議事録署名人が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第15条

- 1 地域住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は当該部分を除いた議事録を公開するものとする。
- 2 総会の議事要旨は、公開するものとする。

(役員会)

第16条

- 1 役員会は、第7条で定める役員(1)～(4)及び顧問・相談役をもって構成する。必要に応じて役員以外

の委員の出席を求めることができる。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告案及び決算案に関する事項
- (3) 評議決定した事項を地域住民に周知する事項
- (4) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第 17 条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めたときに開催する。但し、構成員の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

(会議の運営)

第 18 条

- 1 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによることとする。
- 3 やむを得ない理由の為、会議に出席できない構成員は、書面をもって表決することができる。この場合において、定足数及び議決の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
- 4 部会又は運営委員会の実施状況は、役員会に報告しなければならない。

第 4 章 事業計画及び予算

(事業計画及び予算)

第 19 条 本会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 20 条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後、総会の承認を得なければならない。

第 5 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査と報告)

第 23 条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

- 2 事務局の局務を統括するため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、必要に応じ局員を置くことができる。

第3章 会議

(総会)

第13条

- 1 総会は、第6条において規定された委員によって構成され、本会の最高決議機関とし、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。
- 2 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) わがまち推進計画の作成、変更に関する事項
 - (4) 本会の組織、構成団体、委員に関する事項
 - (5) 役員の選任に関する事項
 - (6) 規約の改廃に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に重要な事項等会務に必要な事項
- 3 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の半数以上の請求があった場合には、その都度臨時総会開催する。
- 4 総会は、地域住民に対し公開する。

(総会の議事録)

第14条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数と出席者数（委任状を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、会長・議長・議事録署名人が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第15条

- 1 地域住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は当該部分を除いた議事録を公開するものとする。
- 2 総会の議事要旨は、公開するものとする。

(役員会)

第16条

- 1 役員会は、第7条で定める役員(1)～(4)及び顧問・相談役をもって構成する。必要に応じて役員以外

の委員の出席を求めることができる。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告案及び決算案に関する事項
- (3) 評議決定した事項を地域住民に周知する事項
- (4) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第 17 条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めたときに開催する。但し、構成員の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

(会議の運営)

第 18 条

- 1 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによることとする。
- 3 やむを得ない理由の為、会議に出席できない構成員は、書面をもつて表決することができる。この場合において、定足数及び議決の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
- 4 部会又は運営委員会の実施状況は、役員会に報告しなければならない。

第 4 章 事業計画及び予算

(事業計画及び予算)

第 19 条 本会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 20 条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後、総会の承認を得なければならない。

第 5 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査と報告)

第 23 条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第 24 条

- 1 本会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 地域住民は、会長に申し出の上、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。
- 3 八尾市からの包括交付金にかかる実績報告、収支報告等については公開するものとする。

第 6 章 その他

(委任)

第 25 条 この規約の施行に際して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 24 年 11 月 23 日から施行する。

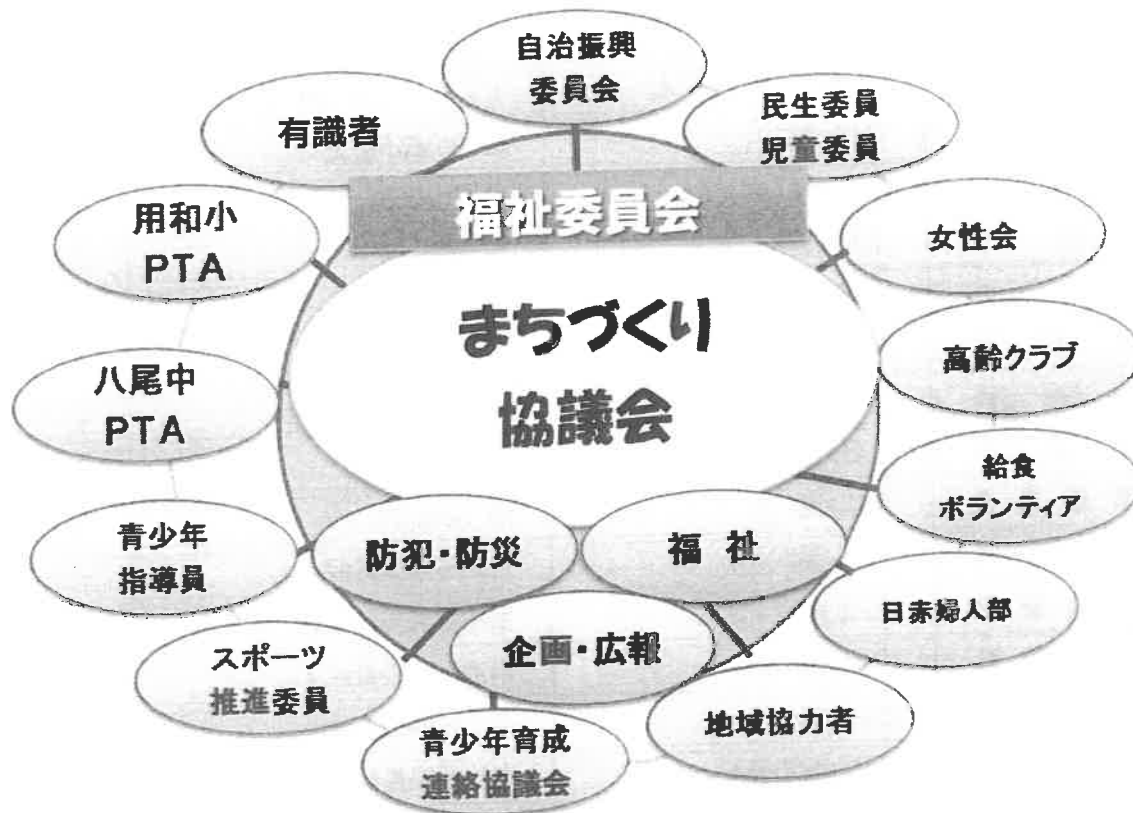
(準備会)

- 2 用和小学校区まちづくり協議会設立準備委員会は、平成 24 年 11 月 23 日をもって解散し、その全てを本会に継承するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 追加項目は、平成 30 年 4 月 15 日から施行する。

用和小学校区まちづくり協議会 組織



- * 地域協力者とは、会長が指名したまちづくり活動に従事する団体または個人
有識者とは、会長が指名した地域在住の学識経験者及び地域福祉推進に理解と意欲のある者

専門部会

防犯・防災部会

福祉部会

企画・広報部会

令和 8 年度 用和小学校区まちづくり協議会委員名簿

個人情報の為取り扱いにご注意願います。

2026 年 5 月現在

役 職	氏 名	所 属
顧 問	高岸 智之	用和小校長
顧 問	木下 直人	八尾中校長
顧 問	土井田 隆行	有功者
会 長	山中 あや子	自治振興委員会
副 会 長	森井 敏雅	高齢クラブ
副 会 長	木部 眞次	自治振興委員会
副 会 長	大野 美由紀	育成会
事 務 局 長	山本 亮	用和小 PTA
会 計	木部 眞次	自治振興委員会
会 計 監 査	植田 和憲	民生委員児童委員
会 計 監 査	白川 竜男	自治振興委員会
委 員	笠谷 知枝子	自治振興委員会
委 員	西川 智津子	自治振興委員会
委 員	児島 和美	日赤婦人部
委 員	原賀 順子	青少年指導員
委 員	牛山 幸子	民生委員児童委員
委 員	野田 綾子	女性会
委 員	阪井 路子	女性会
委 員	怒和 ゆき	給食ボランティア
委 員	上甲 武	スポーツ推進委員
委 員	玉木 友子	八尾中 PTA
委 員	尾上 良宏	有識者
委 員	松葉 明子	地域協力者
委 員	阿部 朗人	地域協力者